

車掌作業の労働時間は？

他の作業もこんな感じなのかな……？



今までだいぶ損をしてきたな……(泣)

例えば、以下の作業についての労働時間はこのような基準みたいです。

・車内確認

3両まで2分、4両3分、5両及び6両4分、7両5分、8両及び9両6分
増結があった場合は、労働時間が変わりますが、きちんと処理されているのか疑問です。

・特急のハツホとシテイホ

各40秒……足りないでしょ！？

・車内清掃

1両1分……嘔吐物があった場合はさらに時間を要します。きちんと超勤を申請しましょう。

国労組合員の調べによると、すべてにおいて時間が足りないのでは？と思われる。

たったこれだけでは足りないのでは？

労働時間はどのように決められているのでしょうか？
日勤職場なら出勤が9時で退勤が17時35分で休憩が1時間なので、分かりやすいのですが、乗務員の労働時間はどのように決められているのでしょうか？
乗務時間は労働時間としてカウントされている事はすぐに分かりますが、その他の作業時間や入換え時間についてはどのようにカウントされているかが曖昧です。会社は実際の作業時間を計測して労働時間としてカウントしていると言っていますが、国労が作業実態を調べると、**作業時間が足りない**のは明らかです。
自分の労働時間を詳しく知るためには、ダイヤ改正のときに会社が作成する**労働時間一覧表**をじっくりと見て確認する事が大事です。現在、労働時間一覧表は希望者のみの配布になっています。国労は、労働条件が変わるわけですから全員に理解させる必要があると考え、全員に説明と配布を要求しています。

労働時間の考え方



若いカ

第 24 号

2015年 5月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515